

四日市市告示第454号

三重県生活環境の保全に関する条例（平成13年3月27日三重県条例第7号）第72条の4第2項の規定に基づき、土壌汚染の発見に係る届出があったため、次のように告示する。

平成30年8月22日

四日市市長 森 智広

1 発表事項

尾上町地内における土壌汚染について

2 発表内容

平成30年8月21日、三重県生活環境の保全に関する条例第72条の4第1項の規定に基づき、尾上町地内の土地について、土地の管理者である四日市市から土壌汚染の発見に係る届出書が提出されました。

届出によると、三重県北勢水道事務所が新配管（工業用水道管）布設のため、既設埋設管の位置を確認するために試掘調査を行い、土砂搬出のために土壌環境基準が定められている項目を調査したところ、土壌溶出量基準を超過する砒素及びその化合物が検出されました。（地点は別紙参照）

基準を超過した有害物質及び濃度は次のとおりです。

土壌調査結果（調査期間：平成30年6月5日～平成30年6月21日）

物質名	検出濃度（土壌溶出量基準の倍数）	土壌溶出量基準
砒素及びその化合物	0.019mg/L（1.9倍）	0.01mg/L

3 対応方針

- (1) 8月23日、現地への立入調査を実施します。
- (2) 当該工事については事前に計画書を提出させ、工事が適切に行われるよう指導します。
- (3) 汚染の発見された地点の周辺は、砒素による土壌汚染のおそれがあり、今後、掘削工事に伴い、土壌又は地下水を当該土地から搬出する場合は、土地の所有者等による調査を行うよう、注意喚起を行います。

（環境部環境保全課）